

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(税務課)

(市町村課)

公安委員会告示

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正

(生活安全総務課)

三

号外(二) 令和六年三月二十六日

規則

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び第三項第一号」を削る。

第五条第一項中「又は第三項」を削り、同条第三項第二号を次のように改める。

二 親会社又は子会社との関係にある法人が対象家屋又は対象用地を取得した場合にあつては、当該関係を証明する書類

第六条中「又は第三項」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項第一号中「条例」を「制度条例」に改め、同項第二号中「条例」を「制度条例」に改め、同項第五号中「条例」を「制度条例」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「条例」を「制度条例」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「条例」を「制度条例」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 制度条例第七条の規定による掛金若しくは口数追加掛金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第二条第十四項中「別表第一第十六号」を「別表第一第十九号」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の前に次の二項を加える。

15 条例別表第一第十七号の規則で定める事務は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（肝がん、肝硬変又は肝炎に罹患した者に限る。）に対する医療費及び定期検査費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

16 条例別表第一第十八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者に準ずる生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

第二条第十三項中「別表第一第十五号」を「別表第一第十六号」に改め、同項第一号中「昭和五十八年岐阜県規則第四十三号」を削り、同項第二号中「平成十四年岐阜県規則第七十三号」を削り、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 条例別表第一第十五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 岐阜県選奨生奨学金貸与規則（昭和五十八年岐阜県規則第四十三号）第五条第一項の規定による選奨生奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 岐阜県高等学校奨学金貸与規則（平成十四年岐阜県規則第七十三号）第五条第一項の規定による高等学校奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「別表第二教育委員会」の項第二号を「別表第二教育委員会の項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。
一 岐阜県選奨生奨学金貸与規則第五条第一項の規定による選奨生奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 岐阜県高等学校奨学金貸与規則第五条第一項の規定による高等学校奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成二十四年岐阜県公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十六日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

第三条第二号中「第五条に規定する認定証の番号」を「第六条に規定する標識の認定の番号」に、「第四条第一項に規定する探偵業届出証明書の番号」を「第五条に規定する標識の届出書の受理番号」に改める。

別記様式中「認定証・届出証明書番号」を「認定の番号・届出書の受理番号」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社